企画競争実施の公示

令和８年１１月１６日
支出負担行為担当官
国土地理院長　河瀬　和重

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

１　業務概要

(1) 業務名
ハザードマップポータルサイトの住所検索機能導入に係る調査検討業務

(2) 業務内容
本業務は、ポータルサイトの住所検索機能について、外部サービスの障害又は停止時においても機能を継続できる冗長性を確保するとともに、高齢者、視覚障害者及び訪日外国人を含む多様な利用者にとって利用しやすいものとする観点から、次期住所検索機能の導入に向けた要件を整理することを目的として、住所検索API及び関連サービスの調査並びに導入に向けた検討を行うものである。

(3) 履行期限 令和９年３月２３日（火）

２　企画競争参加資格要件

(1) 基本的要件
①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
③企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定日までの期間に、国土地理院長から指名停止の措置を受けていないこと。
④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑤３（２）に示す方法により、説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 企画提案者（企業）の業務実績に関する要件
過去５か年度（令和３年度から令和７年度の間）に元請として、当該業務と同種又は類似業務（企画提案書の提出期限までに完了したものに限る。）を受注した実績を有していること。
・同種業務：住所等（地名その他の文字情報を含む）から緯度経度（座標）を取得する機能（ジオコーディング機能）を有する住所検索サービスについて、比較調査又はWebサイト、Webサービス若しくはアプリケーションへの導入に関する検討、要件整理若しくは設計を行う業務
・類似業務：地図又はGISを活用したWebサイト、Webサービス又はアプリケーションを対象とした調査、設計、構築又は改修に関する業務

(3) 業務従事者の業務実績に関する要件
業務従事者のうち１名が過去５か年度（令和３年度から令和７年度の間）に元請として、当該業務と同種又は類似業務（企画提案書の提出期限までに完了したものに限る。）に携わった実績を有していること。

・同種業務：住所等（地名その他の文字情報を含む）から緯度経度（座標）を取得する機能（ジオコーディング機能）を有する住所検索サービスについて、比較調査又はWebサイト、Webサービス若しくはアプリケーションへの導入に関する検討、要件整理若しくは設計を行う業務
・類似業務：地図又はGISを活用したWebサイト、Webサービス又はアプリケーションを対象とした調査、設計、構築又は改修に関する業務

(4) 詳細仕様に関する要件
企画提案書の提出期限の前日までにシステム環境について、詳細仕様の確認を行った者であること。応用地理部地理情報処理課から電子メールで送付された当該資料の受信をもって確認したこととする。

３　手続等

(1) 担当部局
〒305-0811 茨城県つくば市北郷１番
国土交通省国土地理院総務部契約課契約係
電話 029-864-4361　電子メール　gsi-24keiyaku-g2@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法
令和８年１１月１６日（月）から令和８年１２月７日（月）まで電子調達システムにより電子データで交付する。
電子調達システムURL　https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

(3) 企画提案書の提出期限及び方法
提出期限　令和８年１２月７日（月）１６時００分
方法　上記(1)あてに原則として電子メールで提出すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリング　有
日時：令和８年１２月９日（水）～１２月１１日（金）のうち１日
実施時間は別途通知する。
オンライン開催を基本とする。

４　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、 ３．(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに提案者が要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、契約の相手方として

最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 詳細は説明書による。

(9) 契約書の作成要否　要